

宮城県原子力災害時避難経路阻害要因調査事業 企画提案募集要領

この要領は、宮城県原子力災害時避難経路阻害要因調査事業（以下「本事業」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も的確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

1 案件名 宮城県原子力災害時避難経路阻害要因調査事業

2 背景

平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、平成24年10月に原子力災害対策指針が制定され、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域が原子力発電所から概ね30km圏（UPZ）に拡大されるとともに、国の防災基本計画（原子力災害対策編）において、当該地域を含む地方公共団体はUPZ外への広域避難計画を策定することとされた。

このことを受け、県は、地域防災計画〔原子力災害対策編〕にて、UPZを含む関係市町（女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町）が避難計画を策定し県は避難計画策定のための支援を行うこととした。

県は平成25年度に女川原子力発電所に係る緊急時防護措置区域の避難時間推計業務を実施し、段階的避難の有効性を検証した上で、住民避難を実施する際の基本的事項を定め、関係市町が避難計画を作成する際の基礎となる避難計画〔原子力災害〕作成ガイドラインを策定し、平成26年12月に制定した。関係市町は、平成29年3月までに避難計画を策定し、県とともに広域住民避難計画の実効性を高めるための課題抽出と課題解決に向けた各種検討を行ってきた。

その結果、各市町の原子力災害時の避難先、避難所及び避難経路等の基本的な避難スキームが設定され、また県は、放射性物質放出後の一時移転の際に住民等の放射性物質付着状況を検査するための避難退域時検査場所の候補地を選定してきており、今後は、避難の実効性向上のための取り組みを必要としている。

3 目的

2の背景を踏まえて、本事業は、現時点で宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）及び関係市町の避難計画等において想定している、原子力災害時における住民の避難経路や方法・手順等による、住民避難の実効性を検証し、渋滞発生箇所をはじめとした課題の抽出を行うとともに、その対策の検討を行うことにより、原子力災害時における広域避難計画の改善を図り、もって住民の安全・安心の確保を図ることを目的とする。

4 委託期間

契約締結日から令和2年3月19日まで

5 業務内容

別添「仕様書」のとおり。

6 事業費（委託上限額）

金48,000,000円（税率8%で算出した消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

第2 応募資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者資格の規定）に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (3) この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- (4) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行の別表各号に規定する措置要件）に該当しないこと。
- (5) 平成25年4月1日以降に、国又は地方公共団体からの本業務と同種又は類似の業務の元請けとして1件以上の履行実績を有し、本業務の円滑な履行ができる実施体制があること。

なお、同種又は類似の業務とは、交通シミュレーションを基礎とした災害時の避難行動（原子力災害か否かは問わない）に係る阻害要因調査または避難時間推計調査を示す。（上記（1）から（5）までを満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記（1）から（4）までを満たさなければならない。また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。）

第3 スケジュール

- | | |
|--------------------------|--------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和元年6月20日（木） |
| (2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 令和元年6月27日（木） |
| (3) 企画提案書作成等に関する質問への回答期限 | 令和元年7月4日（木） |
| (4) 企画申込及び企画提案書の提出期限 | 令和元年7月19日（金） |
| (5) 候補者の選定 | 令和元年7月25日（木） |
| (6) 審査結果の通知 | 令和元年8月上旬 |

第4 企画提案に関する審査・候補者選定

1 企画提案募集の公告

本業務の企画提案募集については、令和元年6月20日（木）から出納局契約課及び

環境生活部原子力安全対策課のホームページ上で公告する。

2 業務に関する質問受付及び回答

(1) 質問先 宮城県環境生活部原子力安全対策課

電子メールアドレス gentaib@pref.miyagi.lg.jp

電話022-211-2341（到達確認用）

(2) 質問方法

指定様式（様式第1号）により、電子メールにより提出すること。提出に当たっては、電子メールの件名に「【質問事項】宮城県原子力災害時避難経路阻害要因調査事業」と記載すること。

また、電子メール送付後に、電話等により、質問先に対し、質問が到達していることを確認すること。

(3) 質問受付期間 令和元年6月20日（木）から令和元年6月27日（木）正午まで

(4) 回答方法 質問に対する回答は令和元年7月4日（木）までに環境生活部原子力安全対策課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答内容が質問者の具体的な提案事項と密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合もある。なお、質問内容によっては回答しない場合もある。

3 参考資料の提供

宮城県の原子力災害時における避難計画の概要については次のURLに掲載されているが、本業務への応募を準備する者には、希望に応じて別途参考資料を提供するので、次のとおり申込みすること。

URL <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gentai/hinannkeikaku.html>

(1) 参考資料の種類

避難退域時検査場所候補地の概要（A4・2ページ）

(2) 申込方法

指定様式（様式第2号）により、電子メールにより提出すること。電子メールの件名に「【資料希望】宮城県原子力災害時避難経路阻害要因調査事業」と記載すること。

(3) 電子メールアドレスは2（1）と同様とする。

4 企画提案書の提出等

(1) 企画提案書の構成

企画提案書は、次のイからハまで（ハ（へ）を除く。）の項目を必ず含むものとする。

イ 表紙

「委託業務名」、「事業者名」、「住所」、「代表者名」、「担当者名（所属、職、氏名）」及び「連絡先（電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス）」を記載すること。

ロ 目次

本文の項目及び頁を記載すること。

ハ 本文

(イ) 参加申込者の業務実施体制

本業務における実施体制を記載すること。また、業務実施に必要な又は有用な資格を所持している者がいる場合は、保有資格、実務経験年数、本業務と同種又は類似の業務経歴等を記載すること。

(ロ) 参加申込者の業務実績・経験

類似業務の実績・経験（業務の名称、内容、発注者及び実施期間等）を記載すること。

(ハ) 業務実施方針

業務全体の概要について記載すること。

(ニ) 業務の実施フロー

限られた期間での作業となることから、目的の実現に向け、特に県との連絡・調整や業務分担を的確に行うことができるよう、業務の進め方等を簡潔に記載すること。

(ホ) 業務内容別の説明

仕様書の業務内容について、資料の収集、調査、課題の整理、シナリオ設定、シミュレーション実施、改善策提案等の具体的な想定や手法を記載すること。

避難推定時間や阻害要因（渋滞箇所等）等をわかりやすく示す工夫やアウトプットイメージを記載すること。

(ヘ) その他効果が期待できる独自の提案

事業目的の実現のため、提案者が持つ技術・ノウハウ・資源等を活用した独自の提案があれば、具体的に記載すること。

(2) 企画提案書の仕様等

イ 提案数

提案数は、1者につき1案とする。なお、単独で提案を行った事業者は、他の共同提案に参加することはできない。また、事業者が同時に複数の共同提案に参加することはできない。

ロ 体裁等

サイズはA4版とし、片面印刷とする。印刷の向きは問わないが、長辺をホチキス止めすること。

ハ 分量（页数）

表紙及び目次を除く本文を20頁以内にまとめること。

(3) 提出部数等

イ 企画提案参加申込書（様式第3号） 1部

ロ 企画提案応募資格に係る宣誓書（様式第4号） 1部

ハ 企画提案書（任意様式） 10部

ニ 参考見積書 1部

参考見積書には、本業務にかかる経費（人件費、旅費、印刷製本費等）は、すべて計上すること。仕様書の項目ごとの直接経費及び共通して生じる経費につ

いて、数量、単位、単価等を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税の金額を算出し、合計金額を記載すること。

参考見積書は、企画提案を審査する際の参考にするものであり、契約締結の際は再度見積書の提出を求める。

(4) 提出方法等

イ 提出先 宮城県環境生活部原子力安全対策課 原子力防災対策班
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

ロ 提出方法 持参又は郵送

※持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで（ただし、令和元年7月19日（金）は、午前9時から正午まで）とする。郵送の場合は、封筒に「企画提案書在中」と朱書きの上、簡易書留等の配達記録が残る方法とすること。

ハ 提出期限 令和元年7月19日（金）正午（必着）

ニ その他 提出後の企画提案書類の差替え、変更及び取消は認めない。

5 企画提案に当たっての留意事項

- (1) 企画提案のために要する全ての経費は、参加申込者の負担とする。
- (2) 提出された提案書の著作権は、各参加申込者に帰属する。ただし、本プロポーザルに関する公表及びその他県が必要と認める場合には、県は当該提案書を無償で使用するができるものとする。
- (3) 書類等の作成において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に規定するものに限る。

6 企画提案書の審査及び選定

(1) 参加申込者の資格要件の確認

提出書類に基づき、第5に記載する失格事由の該当の有無を確認する。

(2) 企画提案書の審査方法

県が設置する委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、参加申込者から提出された企画提案書の内容に係るヒアリング（プレゼンテーション（15分以内）及び質疑応答（10分以内））を実施し、後述する審査項目についての評価を行い、満点の6割以上である企画提案を行った者のうち、最高点を付けた委員数が最も多い提案者を業務委託候補者として選定する。また、最高得点を付けた委員が最も多い提案者が複数いる場合は、選定委員会において協議の上で業務委託者を決定する。

ただし、企画提案者が1者のみの場合は、総得点が満点の6割以上となった場合のみ、業務委託候補者として選定する。

プレゼンテーションは企画提案書により進めることとし、選定委員が求めた場合を除き、他の資料の使用は認めないものとする。

プレゼンテーションには、原則、本業務で予定する業務主任者が出席することとし、

1者につき4人以内とする。

企画提案書のプロジェクタ等による映写を希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出ることとする。なお、この場合、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意することとする。

なお、原則として、参加申込者が5者を超える場合には、書面審査による1次選定を行い、上位5者のみをヒアリング対象とし、当該5者から候補者を選定するものとする。

ただし、選定に当たり、書面審査による1次選定のみにより難しい場合は、その限りではない。

(3) 選定委員会による ヒアリング開催日等

令和元年7月25日(木)【予定】

(※ 開催時間及び会場等は、別途通知する。)

(4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

(5) 審査項目及び配点

委託業務内容に即した以下の審査項目及び配点(合計100点)により行うものとする。

- ・業務遂行能力(20点)
- ・企画提案内容(80点)

	審査項目	評価事項	配点	
業務遂行能力	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務主任者及び担当者等が適切に配置されているか。 ・県と連絡をとり、円滑かつ効率的に業務を遂行できる体制か。 ・関連資格などにより技術者の経験や能力が担保されているか。 	10	
	業務実績	平成25年4月1日以降に完了した同種又は類似の業務実績内容から、本事業実施の信頼性が見込まれるか。	10	
企画提案内容	業務実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・提案方針は、目的及び業務内容について、適切に理解したものとなっているか。 ・広域避難計画の内容を適切に踏まえた提案方針となっているか。 	10	
	業務実施フロー及びスケジュール	委託期間内に本業務の目的を達成できる合理的な業務フロー及びスケジュールとなっているか。	10	
	提案内容	提案内容	国内先行事例を把握し、事業実施に向けて重要となる視点やポイントの適切な整理がされているか	10
			課題整理の考え方及び手法が目的に合致し適切か。	10
			避難時間推計及び渋滞シミュレーションに必要なデータ収集の考え方、手法及び想定内容が適切かつ現実的か。	10
			避難シナリオ検討に向けた提案者の考え方やアイデア等が提案に盛り込まれ、その内容が適切かつ現実的か。	10
			シミュレーション結果からの阻害要因の抽出及び阻害要因対策の検討を行うための考え方や想定が具体的かつ適切か。	10
	課題や改善提案を含む事業結果のとりまとめがイメージでき、本事業の目的に資することが期待できるか。	10		

選定委員会では、以下のとおり評価事項ごとにA～Eの評価を行い、各評価に応じた係数を配点に乗ずることにより評価点を算出し、合計の多い順に順位を決定する。同点の場合の決定方法は、選定委員会で事前に決定する。

	A	B	C	D	E
評価	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
評価係数	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2

(6) 審査・選定結果の通知及び公表

選定委員会による審査終了後、速やかに各参加申込者に対し選定結果を通知するとともに、全ての参加申込者の名称及び評価点等を公表する。

ただし、公表に当たり、選定委員会により選定された候補者1者(以下「委託候補者」という。)以外は、個別の評価点が特定できないよう配慮する。

なお、審査経過に関する質問には回答しない。

第5 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
- (2) 本募集要領等に従っていない場合
- (3) 同一の応募者が二つ以上の企画提案書を提出した場合
- (4) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- (5) 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反), 第93条(心裡留保), 第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案を行った場合

第6 その他必要な事項

1 契約に関する条件等

(1) 成果物の利用

本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとし、県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、受注者は、必要に応じて二次的な利用も可能なように対応すること。

なお、やむを得ず第三者に著作権が帰属する場合は、本業務における利用に関し、県が無償かつ無制限に利用できるよう、当該第三者から利用許諾を得ること。

(2) 成果物の権利等

イ 成果物は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

ロ 成果物について、県に対し受注者は著作人格権の行使を行わないものとする。

(3) 機密の保持

受注者(再委託をした場合の事業者を含む。)は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(4) 個人情報の保護

受注者(再委託をした場合の事業者を含む。)は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例(平成8年宮城県条例第27号)を遵守しなければならない。

2 その他

(1) 企画提案書の取り扱い

提出された提案書は、原則として返却しない。

(2) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」(様式第5号)を提出すること。

(3) 提出後の変更

提出された書類は、原則として、提出後の差し替え、変更及び取り消しは認めない。取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。

- (4) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (5) 本業務により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。
- (6) 提案者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期または取り止めることがある。
- (7) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次県と協議することとする。
- (8) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）等による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

第7 問い合わせ先

宮城県原子力安全対策課（原子力防災対策班）

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話022-211-2341